北広島市と株式会社北洋銀行との地方創生に関する連携及び協力に関する協定書

北広島市(以下、「甲」という。)と株式会社北洋銀行(以下、「乙」という。)とは、地方創生に関する地域経済の活性化に資する事業などの実施において、積極的な連携及び協力を行うことにより、産業の振興及び発展に寄与することを目的として、次のとおり協定を締結する。

第1条　甲及び乙は上記の目的を達成するため、地方創生の推進に資する次の事項について連携し、互いに協力する。

（１）　地域経済の活性化に資する事業
（２）　観光産業の振興に資する事業
（３）　街づくりの活性化に資する事業
（４）　公共施設整備に関する事業
（５）　その他協議により定める事項

第2条　本協定に関わる連携及び協力の実施にあたり、甲及び乙の間で詳細な取り決めなどが必要となる場合は、別途協議のうえ、覚書などを締結できるものとする。

第3条　甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力を行ううえで、お互いが知り得た情報を、善良なる管理者として注意義務を持って厳重に保管及び管理をし、本協定の有効期間及び期間終了後においても、第三者に開示し、漏洩しないものとする。

第4条　本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに甲乙いずれか一方が相手側に対し、何ら意思表示がないときは、更に3年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

2　前項による本協定の有効期間中であっても、甲乙協議のうえ本協定の内容を変更することができる。

第5条　本協定に定めのない事項、または本協定の条項の運用にあたり疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２７年１１月　５日

北広島市中央４丁目２番地１
甲　北広島市
市　長　上野乙二

札幌市中央区大通西３丁目７番地
乙　株式会社　北洋銀行
取締役頭取　石井純二